

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第7回）

日時 令和元年11月26日（火）18：00～19：12

場所 経済産業省 別館2階 227各省庁共用会議室

議題 中間整理（案）について

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

では、定刻になりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第7回）を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただき、まことに、ありがとうございます。

また、本日も、オブザーバーとして、関係業界、関係機関の方々にご参加をいただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員等名簿の配付をもってかえさせていただきたく存じます。

それでは、これからの議事進行については、若尾座長にお願いいたします。

○若尾座長

皆様、本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

前回までは、廃棄等費用の積立てを担保する制度の詳細論点についてご議論いただきましたけれども、今回は、これまでの本ワーキンググループにおける議論を踏まえた中間整理の案についてご議論いただきたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうから、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料1、中間整理（案）でございます。

○若尾座長

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方は、ご着席をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、早速、議事のほうに入りたいと思います。

では、事務局より、資料1のご説明を、お願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

お手元に配付させていただいております、資料1をごらんください。

ページを打っているページでご説明差し上げますが、まず1番目として、これまでの議論を整理したものとして記載をさせていただいております。

まず3ページ目、「はじめに」ですが、検討の背景として、これまでのこのワーキングが始まるまでの検討の整理について説明しております。

2パラグラフ目にあるように、太陽光発電事業は参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加えて事業主体の変更が行われやすいという特徴があつて、パネルには、鉛・セレン等の有害物質が含まれることがある中で、発電事業の終了後に放置・不法投棄されるのではないかとといった懸念がございます。

こういった中で、廃棄物の処理は発電事業者の責任のもと、廃掃法に基づき行われる必要がある中で、制度創設以来、調達価格の中で廃棄等に必要な費用を計上している中では、調達期間終了後に備えて、積立てを実施することが期待されております。

そういう状況の中で、最後のパラグラフにあるように、積立てを努力義務から義務化して、その進捗状況の報告を義務化したわけですが、依然として、今年の1月末時点で、積立ての実施率が低いというのが現状にあるというのが出発点でございます。

次のページ、めくっていただいて、再生可能エネルギーが主力電源になる中で最大級のシェアを占める太陽光発電が適正な事業規律を確保することは当然の責任である中で、確実な廃棄等費用の積立てを担保する制度が必要だということが出発点になりまして、こういった中で、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においては、中間整理（第2次）において原則として外部積立てを求めることを基本として、長期安定発電の責任能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立てを認めることも検討するという方向性が取りまとめられました。これが本ワーキンググループの前提となる位置づけでございます。

5ページ目は省略をさせていただきます。

6ページ目、そういう中で、本制度の位置づけは、FIT制度開始以降にFIT認定を受けた10キロワット以上全ての太陽光発電事業者を対象に、FIT制度のもとの資金確保支援策として検討するという位置づけです。

ただ、本制度は確実な資金確保を目的とする制度であつて、あくまで、本ワーキングでもたく

さん議論がありましたが、実際の発電設備の廃棄等は発電事業者の責任のもと、本制度によって確保された資金を用いて廃棄物処理法に基づき行われる必要がございます。

こういった中で、本制度と並行して、当然、大量廃棄に向けては、悪質な事例に対する指導や、さらには、太陽光パネルメーカーや輸入販売業者が積極的に情報提供を行っていくこと、さらには、パネルのリユース・リサイクルを促進するための取組を進めることも重要であるということも、改めて議論したところです。

その上で、7ページ目ですが、本ワーキンググループ設置の位置づけとしては、先ほどご説明したアクションプランに位置づけられた方向性のもとで、4月以降、太陽光発電に係る様々な立場の関係者に対するヒアリングを実施した上で、外部積立てにおける各種論点について実効的な制度とするために具体的な検討を行ってきました。この検討の結果を整理したというものでございます。

8ページ目以降は各論になります。まずは、検討するに当たり、皆様で確認させていただいた原則について整理をさせていただいております。

まず、大量導入・次世代ネットワーク小委員会で示された3つの観点を原則とすることを確認しました。

1、資金確保、2、社会コスト最小化、3、長期安定発電と、そういう中で、下の方にあるように、この原則に関して、あくまで廃棄等というのは、稼働・未稼働問わず、発電事業者の責任のもと処理が行われることが大前提ということも確認をした上で、事業者にとって公正かつ公平な制度とするということと、確実に資金を確保するという趣旨を考えて、稼働・未稼働問わず10キロワット以上の全ての太陽光発電案件を対象とするということをこのワーキングで確認をさせていただきました。

さらに、このコストとか廃棄等の最小化ということについては、イノベーション等による効率化や、リユース等によって廃棄等を最小化していくという将来の低減ポテンシャルを見据えて、未来志向で検討をするということも、一番最初に確認をさせていただいたというところでございます。

こういった原則を踏まえて、9ページ目以降に各論点について議論させていただいたことの皆様のご意見と、最終的に、結論として、方針として出すものを四角囲いで整理を、順次していつているというような状況になっております。

9ページ目は、まず一番最初の論点として、金額の水準でございます。

出発点は、FIT制度において廃棄等費用として資本費の5%が必要となることを想定して調達価格が決定されていること、その上で、2つ目のパラグラフですが、廃棄等費用の金額が個別

の案件によって異なり、それぞれの廃棄と費用の額を正確に予測することが困難である中で、社会コストの最小化や公正・公平な制度とするということを踏まえると、一定のカテゴリーに分類して設定することが重要であります。

ただ、あくまで、廃棄等費用というのは積立金の水準の多寡にかかわらず発電事業者自身が確保することが大前提であって、個別の案件に応じて不足した場合には、当然、発電事業者自身で不足分を補い、適正に廃棄等を実施するという事も確認をさせていただきました。

その上で、(i) ですが、非入札案件、いわゆる、一般的なFIT価格が設定されているものについては、調達価格の算定において資本費の5%が必要なことを想定してきたこと、こうした中で、2パラ目ですが、廃棄と費用の実態を把握するために、アンケート調査を実施したということになります。アンケート調査の結果は次のページの表1に記載されていたとおりで、中央値について、コンクリート基礎の場合は1.37万円/kWですが、スクリー基礎の場合、約1万円/kW、あるいは、パネルだけを撤去する場合については0.59万円/kWがかかるということが調査結果となっております。

10ページ目、その上で本文のところですが、現状、この廃棄等の実績が乏しい中での調査結果であることには留意が必要であって、この結果だけをもって廃棄等費用が十分かを一概には判断できませんが、将来的なパネルの処理技術の確立とか、リユースの促進といったコスト低減の可能性も考慮すると、これまで調達価格の算定において想定してきた費用の水準によって、実際の費用の相当部分がカバーされるということではないか、ということを確認させていただきました。

こういった中で、原則として、調達価格等算定委員会による調達価格の算定において想定していた費用を、積立金の金額水準とするのは適切であるということを確認させていただきました。

ただ、その上で、今後、調達価格が決定される案件については、この調査結果も踏まえて、調達価格等算定委員会で審議して決定していくことが適切であると整理しております。

さらには、実績が今後増えていくに伴って、この金額水準が著しく不足するということが明らかになった場合には、この金額水準を見直すこととか、あるいは、11ページ目ですが、個別の案件によっては適正な廃棄が見込まれ、明らかに個別の案件では、それだけでは足りないというような状況があるときには、再エネ特措法に基づいて指導・改善面令等の措置を検討するという事も意見として寄せられたということでございます。

11ページ目、入札案件に関しては、これは先ほどのものと違って、調達価格は落札者が独自に算定して、札入れした価格に基づいて行われるものなので、必ずしも非入札案件の価格の算定で想定されているもの等が前提になっているとは限りません。

次のページですが、こうした観点に加えて、既認定の案件については、事業者の予見可能性に

配慮する必要があることも考えると、既に入札が実施された案件においては、積立金の水準について、計算式は、簡単に言うと、非入札案件の調達価格の算定で想定したものを入札案件の最低落札価格で案分をして設定をするということが適切ではないかというふうにしております。

改めて、入札案件についても、今後、新たに調達価格を設定するものについては、調達価格等算定委員会において定めた額としてはどうか、というふうに議論が行われました。

今、申し上げたことの決定事項を四角囲みで記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

13ページ目、2点目の論点は、積立ての単価でございます。

13ページ目ですが、単価については資金確保の確実性や、廃棄等費用は設備の規模に比例するというので、kW、設備容量ベースで積み立てることが望ましい。一方で、買取義務者のシステムはkWh、発電量ベースで支払いを前提にシステムが構築されている。あるいは、売電事業が積立金に満たないときに差額調整が必要となるなど認定事業者への負担や制度運用などを含めた社会コストの最小化の観点からは、kWhベースで積み立てることが望ましいという指摘もございました。

こういった中で、調達価格では既にkWhベースで換算されて、費用が換算されていることなども含めると、この資金確保の確実性と社会コストの最小限化という2つの原則を両立するという観点からはkWh当たりの単価を設定した上で、kWhベースで積み立てることが適切ではないかということで議論をさせていただきました。

四角囲みにあるとおり、単価はkWhベースで積み立てるとのこととしています。

3番目の論点として、積立ての頻度でございますが、これは調達価格の支払いや交付金の交付の頻度というのが、現行制度では1カ月なので、これに合わせてどうかということで、整理をさせていただいております。

14ページ目、積立ての時期については、様々な議論がありましたが、4点目の時期、本制度の趣旨である放置・不法投棄の懸念に対処するためには、早期の積立て開始や長期間で資金確保を確実にするという観点や、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きいという電源特性も踏まえた事業者間の公平性という観点、また、発電事業者の混乱を抑制するためにシンプルな制度設計にしなければならないというご指摘や、対象となる案件が50万件以上あるという中で、システムや契約での管理コストの抑制といった観点も重要であり、これらの要素ができるだけ同時に実現できるような積立ての時期を設定すべきというような議論がございました。

こうした中で、施行時点での認定、稼働の有無や残存する調達期間に応じて区別をするということも考えられるものの、施行前後における事業者間の公平性や管理運営コストにも配慮する必

要がございます。

加えて、運転開始期限が設定されている中で、超過した場合には調達期間が短縮されるということについても留意すべきであり、こういった観点を踏まえて、積立て時期については、可能な限り早期に実施すべきという意見があったものの、積立て時期を複数設定した場合には、追加で管理コストが必要なことや、事業者に混乱が生じかねないということも考慮して、一律に調達期間の終了前10年で積み立てることが適切である、というふうにコンセンサスを得たというふうに整理をしております。

ただ、この場合であっても、本制度の積立てが開始される前の時点で、自主的に早期に積み立てているとか、あるいは、災害保険等の加入などによって、調達期間の途中で事業継続ができなくなる場合の取組というのは望ましいものなので、こうしたものは15ページ目にあるように、この取組の状況を適切に公表するなどして、事業者の自主的な取組を促していくべきであります。加えて、実際には売却をするような方々もいらっしゃる中で、廃棄等費用に関する情報提供も徹底すべきだというようなご指摘も記載させていただいております。

15ページ目、(2) 番ですが、取戻しの条件についてでございます。

これについては、まず、取戻しの審査については、積立金が廃棄等以外の用途に流用されることを防止することの重要性、その上で取戻しに一定の審査の必要があります。

16ページ目ですが、このため、解体事業者との間で契約が締結されているなど、廃棄等が確実に実施されると見込まれることが確認できる場合などに限って、事前の積立金の取戻しを求めることが適切ではないか、ということで、いわゆる、エビデンスの提出を求めるとともに、流用を防止するための措置をあわせて講ずるということで整理をさせていただいております。

取戻しの2番目の論点として、取戻しを認める条件について、16ページの2番目ですが、太陽光発電設備のパネルには有害物質が含まれている中で、積立金をパネルの適正処理に確実に充てるという観点からは、太陽光パネルを基準に、積立金の管理・取戻しの判断を行うことが合理的であります。

その上で、基礎や架台のリユース等によって、廃棄等の最小限化を目指すといったこの原則を踏まえると、事業を完全に廃止する場合だけではなくて、事業継続過程でパネルの一部を交換・廃棄するような場合にも、一定の条件のもとで取戻しを認めることが適切であるとしております。

「具体的には」のところは少し飛ばさせていただいて、真ん中あたりですが、調達期間終了時に廃棄等のために必要な資金が可能な限り積み立てられることが重要であること、調達期間中にパネル交換が必要となる場合は限定的であって、その間のパネルの不具合、災害等の発生時には、メーカー保証や保険等により事業継続できる場合もあることを踏まえると、調達期間中は、確実に

な資金の確保の観点から積立金の取戻しを認めないことを原則とすべきである。ただし、調達期間中であっても、パネルの全部・一部を廃棄し、その場における事業を終了とか縮小する場合については取戻しを認めるべきである。この場合については、パネルの容量に対して交換・廃棄されるパネルの割合に応じて、積立金の取戻しを認めることが適切であると整理しております。

ここでちょっと注釈なんですけれども、注釈12として、正確に、いろいろな方々にお伝えするために注釈をつけましたが、例えば、全体の太陽光パネルの50%を廃棄した場合には、積立金はその時点で積み立てられていた額の最大50%の取戻しをする。残金については残りの処理のために確保されるんですが、実際に処理した金額というのが、積立金よりも、その50%よりも少ない金額だった場合には、実費を限度として取戻しを認めるということではないかということで、改めて注釈で、この解釈の明確化をさせていただきました。

本文に戻りますと、その上で、小規模のパネルの廃棄が、その都度、その都度、取り崩されるというふうになると運用コストが増大するために、積立金の取戻しは廃棄される太陽光パネルの割合や量が一定の割合を超える場合に限るということが適切ではないかという議論をしました。

その上で調達期間終了後も、発電事業を継続している際には交換前のパネルを適正処理、廃棄して事業継続を促す観点から、全体のパネル容量に対して交換されるパネルの割合に応じて積立金の取戻しを認める。この場合には、調達期間中と同様に、取戻しというのは交換・廃棄されるパネルの割合とか、量が一定量を超える場合に運用コストとの関係で限ることが適切であるとしております。

さらには、発電事業を完全に終了する場合には、全体を解体するときに限り、取戻しを認めるべきであるものの、あくまでFIT制度のもとで設置された当初のパネルが、全部、廃棄・交換された上で事業が継続されるということが確認される場合には、積立金の全額を返還することが適切であるというふうにしております。

今、申し上げたことを整理したものが取戻しを認める場合と、四角囲いで説明をしております。

さらには、取戻しの3番目として、認定事業者以外の取戻しですが、これは、廃棄物処理法に基づいて、基本的には発電事業者が処理をすることになりますが、災害等の原因によっては、一定の条件のもとで、地方自治体等が処理をするということが想定されます。このようなときのために、認定事業者に代わって積立金を取り戻せるような措置についても検討すべきであるということを確認させていただきました。

取戻しの4番目のものとして、倒産した場合への対応ですが、これは、倒産した場合や、売電収入が差し押さえられた場合には、積立金や売電収入が債権者に回収されてパネルが廃棄・交換される前の積立金が確保されないといった事態も想定されるということです。

これについては、積立金の取戻しには、19ページ目にあるように、一定の条件が課せられているため、債権者が取戻し条件を満たさない限りは、債権として持っていたとしても積立金を取り戻すことができないので、廃棄・交換されるまでは確保されると考えられます。

ただ、こうした観点からも、しっかり認定事業者によって確実に積立てを担保するということが非常に重要であるということを確認させていただきました。

その上で、次のパラグラフですが、認定事業者が倒産したとしても、発電事業自体は、途中で倒産した場合には、他の事業者に譲渡されて継続される場合が多いと考えられる。こういう中では、発電事業を譲渡する場合には、事業計画の変更が必要ですが、発電事業の譲渡に伴って、積立金も譲渡先の認定事業者に承継されるということになりますので、廃棄等費用は継続して確保されるというふうと考えられる、という整理をさせていただきました。

19ページ目、(3)、次の論点として、積立金管理機関のガバナンスについてですが、数十万件以上の認定案件について、積立金の管理、取戻しの審査ということの業務を行うので、これは確実に業務が実施される観点で、類似の積立金制度において管理主体に対して設定されている規定、これは次のページの表3に記載させていただきますが、そういったものを参考に、例えば、区分経理や積立金の運用の限定といった積立て管理に関する規定や、政府による監督権限など、必要かつ合理的な規制内容を検討すべきであるというふうなことを確認させていただきました。

20ページ目ですが、本文のところ、また、管理・運営コストを最小化するという観点では、一部の業務については、こういう業務を専門とする事業と連携していくことも含めて検討していくということを確認させていただきました。

次の論点としては、特定契約との関係ですが、認定事業者が買取義務者と再エネ特措法に基づく特定契約を締結しております。この現行法のもとで、買取義務者が調達価格から積立金を源泉徴収的に差し引いて支払うというようにすると、特定契約の契約変更を行うか、あるいは、別途、並行して積立金の支払契約を締結する必要がある。この点について、現時点で50万件以上ある案件に対して契約変更等を行うことは、買取義務者にとって大きなコストとなりますし、変更に応じないということになりますと、資金確保ができないというリスクがあります。

こういった中で、本制度の目的からすると、こういう契約未変更のリスクというのを極力低減させることが重要であるということで、例えば、法律に基づき認定事業者に対して積立金の管理機関への廃棄費用の積立て義務を課した上で、認定事業者と買取義務者との間で個別の契約を行わなくても、調達価格の支払と積立金の支払を相殺的に処理できるような措置を講じることも含めて、技術的な検討を進める必要があるということを確認させていただきました。

21ページ目、5番目の論点として、この制度移行における既存の積立てとの関係の整理ですが、

これについては、積立ての状況や積立金の管理方法は事業形態やファイナンスのあり方に応じて個別の案件によって異なる中で、こうした案件については、現時点でも廃棄費用が確保されていることから、本制度への移行によって積立て方法が変更になっても、資金繰り自体に及ぼす影響は少ないと考えられます。

なので、他の用途への積立金の流用防止を考えると、シンプルな制度設計とするためには外部積立ての対象の案件については、既存の積立ての有無・程度にかかわらず、同一の条件で積立てを求めることが適切であるとしております。

その上で、既存の積立金については、本制度による外部積立てが資金繰りに及ぼす影響も踏まえながら適正に処理がされるように求める、かつ、本制度における積立ての開始前から、あるいは、本制度による積立金が、金額の水準が事業者の判断では足りないということで、それを超えて積み立てたりしている事業者の取組については、先ほどの積立ての時期のときにも申し上げたような、適切に公表するなどして、事業者の自主的な取組を促していくことが適切であるというふうに整理をさせていただいています。

23ページ目以降は、外部積立ての論点を超えて、内部積立てに関する論点ですが、まず、内部積立ての条件において考慮すべき要件ということを整理をさせていただいております、あくまで、この条件で長期安定発電に資するような発電設備の修繕等の再投資を機動的に実施しやすく、調達期間終了後も長期安定的な事業を促すということに加えて、リプレース等によって廃棄等が最小限化されることを期待する。

こういったような趣旨から、長期安定発電の責任能力を担うことが可能と認められる事業者については、例外的に内部積立てを認めることも検討するというこの中で、詳細な条件について検討してきました。

こういった中で、明確な条件として、こうした前提を満たす条件の考え方として、A、B、C、D、E、Fというものを整理をさせていただきまして、発電事業として発電設備を長期的に使用できるように適切に維持管理されていること、責任ある事業運営がなされているということが長期安定発電の観点で、確実な資金確保の観点として、C、D、E、Fとして、計画的に適切な水準の費用が積み立てられて公表されること、積立て計画及び積立て状況を客観的に把握できて公表されること、積立金が他の用途に使用されることなく確実に廃棄に使われること、最後に、専門的な知見を有する第三者により積立て状況が確認されること、という観点を考慮する必要があるということ、確認させていただきました。

その上で、(2)については、このような観点を踏まえて、詳細な条件を、以下、整理をさせていただいております。

まずは、24ページ目冒頭にある、地域との共生に向けた取組に関する事項など長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画を作成し、これを公表することを求める、ということの大前提として確認させていただきました。

その上で、以下、①から⑥の全てを満たすことを条件とするというふうにして、1番目については、FIT認定において発電設備というのが電気事業法の事業用電気工作物、いわゆる、50キロワット以上の事業用電気工作物に該当すること、2番目は、FIT認定による事業計画の事業者等が電気事業法上の発電事業者に該当すること、これについては、基本的には、②の2パラ目にあるように、再エネ特措法上の義務というのは、基本的には認定事業者に及ぶというふうな中で、基本的には認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者であることを求めるのが適切であるものの、ただし、認定事業者が電気事業法の発電事業者に該当しない場合であっても、この事業者以外が電気事業法上の発電事業者に該当して、この設備自身を当該発電事業者の管理対象であることが明確であるというときには、この②番に該当するというふうにはどうかというふうに整理をさせていただいています。

3番目は、外部積立てにおいて積み立てられるべき水準以上の廃棄等の積立て計画を作成して、その計画の公表に同意しているということです。

4番目については、いわゆる、定期報告、年に1回のタイミングにおいて、外部積立てで当該費用に積み立てられている額以上の廃棄等費用が積み立てられていて、その公表に同意するというところでございます。

5番目は、金融機関または会計士等による廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていることということで、これについては、詳細について、(i)と(ii)に分けて整理をしております。26ページ目、金融機関との契約における厳格な資金管理ということでは、例えば、プロジェクトファイナンス案件のように、各費用の支払のための専用口座を開設し、貸付契約のときに定めた充当順位や条件に従った厳格な管理をしているというようなものについて確認をすること。

(ii)については、会計士により監査された財務諸表の開示及び上場審査ということで、一般的には、例えば、上場されている法人については、より一層の厳格な企業経営の健全性などが確認されているため、認定事業者が上場されている法人であって、財務諸表の中で資産除去債務等で廃棄費用が計上されて明記されている案件については認めてはどうかというふうにして、27ページ目にあるとおり、基本的には、再エネ特措法に基づく、先ほどもあるような、規律が及ぶものは認定事業者に限られるということで、基本的には認定事業者自身が上場されていることを求めるべきであるものの、法律の規定による親子関係にある場合などの、法律上、厳格な

財務的・組織的一体性が認められる法人については、認定事業者と一体のものとして評価することができるというふうに整理をしてはどうかというふうにしております。

6番目は、この1から5までの、今、申し上げたことの要件を満たさなくなった場合には、遅滞なく積立金というのを外部に積み立てることに同意していることということ、改めて整理をさせていただいております。

特に、28ページ目に議論があったのは、この外部積立てに移行する直前に、意図的に他の事業のために積立金を使うなどして、悪質な事例に対しては認定取消し等の厳格な措置を課すことを検討すべきということについて指摘がありましたので、これについても触れさせていただいております。

29ページ目は、今、申し上げたことを、改めて項目として整理をしたものです。

30ページ目は、今、主力電源化制度改革小委員会で検討されているFeed in Premiumという制度を念頭に置いたものですが、これについては、新たな制度においても、廃棄等については、基本的には発電事業者の責任の下で行われる中で、国民負担によってプレミアムが支給されるのであれば、FIT制度と同様に、確実な資金の確保を図る観点から、原則、積立金の管理機関に源泉徴収的に積立てを行う方法による外部積立てを求めること。ただし、同じように、長期安定的な責任、能力があるものについては内部積立てを認めるというFIT制度と同様な考え方で検討することを求めるというふうに整理をさせていただいております。

31ページ目、その他のところですが、積立てに関する情報の開示については、様々なところで議論がございましたが、現行制度では、定期報告において開示の同意があった案件について進捗状況を公表しているという状況であります。地域からの懸念に対応するためには、適切な情報を公表し、事業者による適切な廃棄等の対策の実施や地域との共生を促していくということも重要なので、認定事業者の取組が適切に評価されるように、本制度、及び自主的な取組による廃棄の積立て情報のあり方については、引き続き検討していくという、公表制度全体の中で検討していくということで整理させていただいております。

施行時期については、制度開始に伴う認定事業者の混乱を避ける観点からも、しっかり、十分な周知期間を確保するという必要だということもあって、2022年7月までの適切な時期に制度を施行することが適当だというふうに整理をしております。

最後に、「おわりに」というところですが、本ワーキングというのは、この、いろいろな検討をしてきたわけですけれども、特に、2つ目のパラグラフで、本制度の導入に当たっては、この中間整理で取りまとめた具体的な方向をもとに、制度改革小委員会や調達価格等算定委員会へ報告、連携しながら、法令上の必要な措置があるものについては、2020年度末までに行う抜本見直

しの中で具体化し、さらなる詳細設計は引き続き検討を深める。また、事業者に対する必要な情報の周知・広報を入念に進めていく必要があります。

さらに、本制度は国民負担により支えられている太陽光発電について、将来的には廃棄等費用がないことを理由に、放置・不法投棄を防ぐというようなものなんですけれども、中長期的には本制度の対象外であるFIT外の案件も含めて、廃棄物処理法のもとで適正な処理とリユース・リサイクルの推進を通じて、廃棄等の最小限化についても環境省をはじめとする関係省庁と連携して、引き続き検討していくということを整理させていただいております。

以上でございます。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

それでは、これより、質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきます。

ただいまご説明がありました中間整理（案）について、ご意見、ご質問のある方はネームプレートをお立てください。順次、指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

私のほうからは、2点ほどございます。

どちらかという、フォワードルッキングなどうか、今後、こういった方向も検討できるかどうかという部分なんです、まず1点目は、25ページの、主にこの脚注のところで書いてあります、22番の脚注なんです、廃棄等費用の不足時に対応した保険・保証等の商品が開発されるところでございます。

実際には、我々がお取引している事業者さんの立場からすると、現金を積み立てるといのは、実は、彼らにとってはコストがかかっているという指摘がありました。我々、与信を考えている立場では、そこは余り無差別的に扱っていたんですけども、投資家の観点からすると、やはり、キャッシュを寝かせておくというのはコストがかかる。彼らのリターンに影響、マイナスの影響があるということで、将来的にこの制度を詰めていくときに、やはり、事業者にとってはこういった保証とか、そういったものを柔軟に受け入れてほしいというリクエストはありました。

保証もちろん、ちゃんとした人が保証する、金融機関なのか事業者、親会社なのかわかりませんが、そういったところからの、そういった積立金に関する保証がある限りにおいては、現金でなくても対応可能、そういうことをご検討いただきたいという点があったのがまず1つです。

2点目は26ページ、(ii)のところで、会計士により監査された財務諸表の開示及び上場審査

という点のところ、これも将来的にいかにつめていくかということに関与しますが、上場市場の決定の種類とかを、なるべく、冒頭に梶さんのほうからありました、公正かつ公平な制度にするためにも、例えば、世界の主要取引所というような、日本だけに限らず一定の定義のもとで幅広く認めていただきたいという声、やはり、事業者さんのほうから声がありましたので、それをご紹介させていただきます。

JPEAさん、もし、何か、事業者のほうからつけ加えることあれば、どうぞ、お願いします。私のほうからは以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

長峯委員、補足、ございますか。

○長峯委員

事業者のご意見ということで、大変ありがたく拝聴いたしました。私どものほうでも、同じような事業者からのフィードバックは得てございます。

そういう意味では、ずっと申し上げていたのは、要は、廃棄の費用の確保というのが、もちろん、大前提ではありますけれども、さらにベースにあるのは長期安定で、しっかり事業が運営されていることですので、そういったことに対する様々な事業の形態であったり、金融のスキームであったりが、まさに、今までも検討され、恐らく、今後も様々な努力がされるというふうに理解しております、このような、いわゆる、今、ご紹介があったとおり、フォワードルッキングということで、これから、こういったところについて検討のスコープがあいているということ自体、大変、事業者にとってはありがたいことであると認識しております。

ありがとうございました。

○若尾座長

ただいまのコメントに関しては、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、保険・保証、廃棄に関する、現金ではない形での保証のあり方なんですけれども、この脚注にも書いてあるように、事務局の理解では、プロジェクトファイナンスなどでは現金の積立てが行われているのが基本的には通例という中で、必ずしも、現時点で保証をやっているというような実績が一般的ではないからこそ、こうしてはいるものの、当然、そういったものが条件としてある場合には議論を止めるものではなくて、判断をさせていただくこととしております。

ただ、ここの26ページ目の脚注に記載していることのように、それについても資金確保の蓋然性が高いということが確認されない限りは、例えば、保証が切れた瞬間にいきなりお金がなくな

って、そのときには調達期間が終わっていて、資金の積立てがなかなか難しいというようなことにならないように、資金確保の蓋然性というのを確認しながら、しかし、現金に必ずしも限定することなく検討していくということではないかなというふうに考えております。

加えて、上場審査については、必ずしも、日本だけということではないと思いますが、一方で、各国、各種市場によっては、まさに上場の基準というのが様々でございますので、そこについては、もともとの事務局の資料で提示したのは日本の証券取引所の上場審査基準などを提示しながらやっていますので、ここのイコール、同等程度というようなことの中で、海外のところも必ずしも否定をしないで、技術的には検討をしていくというふうに考えていきたいと思っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

○三宅委員

ありがとうございます。

○若尾座長

では、小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

どうも、ありがとうございます。

コメントが2点と、質問が1点でございます。

1つ目のコメントは、発電事業者の責任等、いたるところで明記していただいて、これまでの議論がカバーされているという印象を受けていますので、基本的には賛成でございます。

2つ目は、17ページの、ご説明いただいた注釈の12、13あたりのところですが、言葉としては理解できますが、実際、こういう案件の数がふえてくると、誰が、どのような形で確認をして認めるのかというようなところは煩雑になりそうだという印象を受けましたので、引き続き、細かい検討が必要という印象を持ちました。

質問ですが、最後のほうの話で、期間があるといっても、どのような形で様々なステークホルダーに周知していくかというような点を、どのようにお考えかというところを教えていただきたいと思っております。

どうしても、こうした議論は、結論だけがひとり歩きして、そこに至る文脈というのが十分に行き渡らないで動いてしまうということも考えなければいけないと思っております。もし、お考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○若尾座長

いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

最後のステークホルダーに対する情報提供ですが、多分、ヒアリングをしたという意味で、少なくとも、太陽光の発電事業者と、いわゆる、そこに融資をされるであろう金融機関の方々、あとは、静脈産業である解体事業者とか最終処分場の事業者の方々かと思いますが、少なくとも、制度の施行時期が2022年7月までというふうにしていることもあるので、改めてここで中間整理をさせていただいた上で、ものによっては、法制面での措置が必要な場合もありますので、まずは技術的に、法制度を含め、制度に落とすということをやしつつ、その制度の案ができた段階では、その事業者団体の方々にはご説明をさせていただくとか、あるいは、必要に応じて、この東京だけでやることではなくて、各地域で必要に応じて説明をさせていただくということをしていただければと考えております。

○小野田委員

どうも、ありがとうございます。

質問させていただいた趣旨は、FIT制度はいろいろと注目されているので、例えば、メディアの情報が先行してしまって、各地の経済産業局が、説明に困っていたという場面も、私自身、経験したことがあります。こうした点も含めて、丁寧に対応いただければというお願いでございます。

以上でございます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

松本委員、お願いいたします。

○松本委員

ありがとうございます。

細かいことですが、本文について、つけ加えたほうがわかりやすくなる箇所と、少々文章としてわかりにくい箇所についての2点を申し上げ、その後、要望を申し上げたいと思います。

まず、10ページですが、下から4行目のところで、「そこで想定された廃棄等費用の額を積立金の金額水準とすることが適切である。」ということで、この「そこで」が何を指すのかを考えたのですが、やはり、「これに応じて調達価格等算定委員会で調達価格を決定するとして、そこで選定された廃棄等費用の額を・・・」と、つないだほうがわかりやすいのではないかと思います。

それから、16ページですが、②の取戻しを認める場合の、2つ目のパラグラフの、「具体的には、まず、調達期間中に太陽光パネルを交換・廃棄して事業を継続する場合については」から、最後の文章の「調達期間終了時に廃棄等のために必要な資金が可能な限り積み立てられていることが重要である。」まで一文が5行にわたりますが、文章としてわかりにくいと思いました。もう一度見直しをしていただけますと幸いです。

それから、質問ですが、20ページの積立金の管理機関のガバナンスに関してですが、積立金の管理機関については、具体的に、どこになるということは触れないのでしょうか。例えば、費用負担調整機関といった名称は出さない、あえて入れないのでしょうか。

次に、32ページについて、これはオブザーバーの環境省に伺いたいのですが「リユース・リサイクルの推進による廃棄等の最小限化についても、環境省をはじめとする関係省庁とも連携して、引き続き検討していく必要がある」と記載されています。環境省では太陽光発電のリサイクル等の推進に向けたガイドラインは出されていますが、その後、リサイクルやリユースについての議論が、どこまで進んでいるのか、ポイントをお伺いしたいと思います。

最後に、要望として、32ページにありますように、必要な情報の周知・広報や、実施のための準備も入念に進めていく必要があると思います。実際に制度が始まる2022年7月よりも前に、太陽光発電所を売却してしまう事業者が出てくることも考えられますので、できるだけ早い段階で広報活動をやっていく必要があると思います。

国内においては、例えば、電車やバスなど交通機関の広告は繰り返し広く一般向けに広報できるので、非常に有効かと思えます。もちろん、新聞やインターネットの活用等もあるかと思いますが、できるだけ早い段階での周知・広報活動を行うことによって、この制度が始まることを知らずに売買がされるようなことがないように、よろしくお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○若尾座長

ありがとうございます。

では、最後から2番目のご質問に関して、環境省の今井オブザーバーのほうから、コメントをお願いできますでしょうか。

○今井オブザーバー

環境省でございます。ご質問いただき、ありがとうございます。

ご指摘いただきましたとおり、リユース・リサイクルという形で、循環型社会の形成、もしくは、廃棄物の削減のため、環境省でも取組を進めているところでありまして、ご指摘にありましたガイドラインの策定と、昨年末には改訂をして取組を進めています。

それに加えて、リサイクルに関しましては、技術開発中心に、もしくは設備導入補助という形で、安定的な処理ができるような処理体制の構築を進めておりますし、リユースにつきましては、実は、まだ中で検討中でございますが、今後考え方を整理していくようなことを考えておりますので、そういったものも、今後、進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○若尾座長

では、文面、表現に関する点と、あと、広報に関するご意見について、お願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

冒頭に、最初にご指摘いただいた10ページ目と16ページ目の、わかりやすくするのは、特に10ページ目はご指摘のとおりだと思いますので、修正を検討させていただきたいと思っておりますし、16ページも、ちょっと文章が長いので、そこも含めて、わかりやすく修正することを検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それで、積立機関の名称については記載はしないのか、ということについては、あえて記載をしなかったんです。その理由は、主力電源化制度改革小委員会というところで、まさに、11月18日に審議をしたんですけれども、ここの中で、まさにF I Tの抜本見直しの中で、積立てをするという業務が追加されることや、あるいは、Feed in Premiumという制度をつくっていくということの中、いわゆる、費用負担調整業務の機関の業務の複雑性や業務の量そのものが増大することもある、また、これは審議会の案ということではありますけれども、現行指定法人として、費用負担調整機関というものを定義して指定をしている業務というのを、いわゆる、認可法人のほうに移管する、その中では、現行の費用負担調整機関と認可法人が連携して検討していくというような形で、ガバナンスの基準というか、規制そのものだけでなく、その主体についての円滑な運用を促すような制度ということも検討してはどうかというようなものが、この別の小委員会のほうで検討していることもありますので、その結論がまだ出ているわけではないんですけれども、それがどのような形になるかということであっても、いずれにしても、この廃棄費用を積み立てるという業務、あるいは、その前提となる費用負担の調整業務に関するものとしてのガバナンスをどう考えるかというふうに整理をしたほうが、このワーキングとしての議論としては適切かなということもあって、あえて組織名は書かずに、しかし、この業務そのものに対して、どのように整理をするかということ整理するために、あえて名称は記載しなかったということにしております。

次に、リユース・リサイクルについては、環境省さんでもやっていますが、経済産業省としても、低コストにリサイクルをするような技術開発などは実施をしていて、引き続き連携をして取

り組んでいきたいと考えております。

最後に、周知・広報については、まさに、ご指摘のとおりですし、以前、山下委員からも、売却に当たっての情報提供なども重要だ、というご指摘もいただいていますので、松本委員ご指摘のとおり、施行の直前とかではなくて、なるべく早いタイミングで、しっかりと周知・広報というのをやっていきたいというふうに考えております。

○松本委員

ありがとうございました。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、山下委員、お願いします。

○山下委員

私、2点コメントと、1点望むことを、申し上げたいと思います。

1点目は、全体として、これまで議論していただいたことがうまく反映されていると思いますし、私が何点か申し上げてきたような、積立て状況の公表ですとか、自主的な取組に関しても、なるべくポジティブな評価をしていきたいということ、それから、広報の点ですとか入らせていただいていると思っています。

それから、「おわりに」に、今後の、非F I Tの案件なんかに関しても、今後検討していくということも入っていますので、この委員会で議論することと、それを受けて、今後、考えていくことがバランスよく入っているかと思っています。

もう一つ、全体としては、20ページにガバナンスの図も入れていただいていますけれども、ほか、原子力であったり、金属の鉱害であったり、最終処分場であったりといったところで厳格に引用されているものと同レベルの、きっちりした運用をしていくということも入れていただいてもよかったかと思っています。

それから、2点目は、25ページで、先ほど、三宅委員からもありましたけれども、22の注釈のところですね、こうした形で、ほかの手法によって、より効率的に、保険や保証できちんとしたものができてくれば、そういったものも一手段として取り扱うというのも非常にいい案かと思えます。

最後の3点目の、望ましいこととしては、今後、非F I T含め、そちらに関しても、情報の集約・開示というのがなされることを期待しております、ということで、この委員会というよりは、その後に向けて、非F I Tになってしまうと情報の集約が、そもそもされるのかという不安もありますので、その点含めて、いい取組は、やはり、アピールしていただければと思いますの

で、情報の集約・開示というのをなされることを望みます。

以上です。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

いかがでしょう。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

最後の非FITの取り扱いについては、なかなか、情報の取扱いというのは、必ずしも情報が集まらないような中で、どのようにしていくかは、検討していきたいとは思いますが。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、続きまして、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。

全体、すごく意見も取り入れていただいて、まとめていただいたこと、感謝します。その中で何点か気になったことだけ言います。

まず、14ページのところの、積立ての時期、これは、私、最初から20年ということを書いてたんですけども、今回、10年積み立てる、後半10年積み立てる、そのかわりに、ということで、14ページの下のところ、「ただし、この場合であっても」ということで、本制度による積立てが開始される前の時点で、自主的な積立て、それから、保険のことも書いていただいたので、大変ありがたく思っております。

ただ、できれば、保険というものが、これは、ここで提案すべきものかどうかわかりませんが、やはり、災害が本当に、何度も申しますけれども、これだけ起こることを考えれば、もしかしたら、これはFITにかかわらずといえますか、必ず入ってもらうことを前提にするということが、今後、必要になってくるのではないかなというふうに思っております。保険自体が開発されるということもあるでしょうし、どの案件であっても保険には入っているので、ということがあって、初めて後半の積立てということで安心できるのではないかなと思っておりますので、ここでは望ましいということで書いていただいておりますけれども、それを条件にするというようなことも、今後は、ぜひ、考えていただけるとありがたいと思います。

それから、22ページのところで、制度移行における積立ての整理ということで、22ページの一番上のところに、「適切に公表するなどして、事業者の自主的な取組を促していくことが適切である。」というふうに書いてあるんですけども、適切に、というのがちょっと違和感がありま

して、やっぱり、きちんと事業者の取組を促すためには、確実に、といいますか、そういうふう
に、ぜひ、もっていただければありがたいですし、同時に、31ページにある積立てにかか
わる情報の開示のところも、どうやって積み立てている事業者の情報を開示するかについて、引
き続き検討していくことが重要であるというふうになっているんですけども、なかなかこれ、
このまま置いておくと、この情報の開示というのはこのままとまってしまうんじゃないかなとい
うところを、大変、心配しております。

そういう意味で、必ず、この情報を開示するということについては確実に進めていただければ
ありがたいかなというふうに思っています。

それから、先ほどもちょっとお話ありましたが、FITからFIPに変わることによっ
て、それこそ、積み立てられる金額というのが、どうしても少額になるということが、これも想
定されるものですので、FIPに移行した後の積立ての金額についても、かなり、前もって検討
していただくことが必要ではないかなと思います。

それから、最後、先ほどから広報の面で、2022年7月前に、ということで、皆さんはどちらか
というと、次に買われる方が損をしないように、というふうな意味での情報提供とおっしゃっ
ているんですけども、逆に言うと、私は、持っている方、2022年7月になったら積み
立てなきゃいけないから、その前に売り抜けようみたいなことを思う事業者さんが出てきたら、
これまた、困るなと思っていまして、それをどうやって防ぐかというのはとても難しいなと思
うんですけども、買う側と、それから、売る側との、両方ともに、しっかりと周知をしてい
ただければありがたいなと思います。

以上です。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

今のご指摘、いかがでしょう。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、ご指摘いただいた、この積立て制度自身は、調達期間終了後に適切な廃棄費用を、とい
うことの中で、災害時については保険などの、あと、自主的な積立てでやるのが望ましいとい
うことについて、このワーキングではそう整理させていただいていますが、まさに、このワーキ
ングについての審議を、この主力電源化制度改革小委員会でもご報告をするときと同時に、あわ
せて、このワーキングのスキームの外ではあるものの、やはり、災害時の対応について、取り組
むことは重要であると考えております。

その観点で、現状、事業計画策定ガイドライン上、あくまで参考として位置付けているものを、

少なくとも、その災害等への対応について、保険への加入などというような自主的な取組については、努力義務に位置付けてはどうかというような審議を、この小委員会のほうではさせていただいて、それについては、小委員会のほうでは一定の合意は得ているというような状況になっていることは、あわせてご報告をさせていただきたいと思います。

さらに、この適切に情報公開という、情報開示についても、この主力電源化小委員会の事業の規律の確保という観点で、現状は事業計画に記載されたものだけが、いわゆる、再エネ特措法に基づく公表制度の中で、法律に基づく公表をする制度になっている中で、現状の廃棄費用の積立については、その制度を超えたところの中で同意されたものしか開示をしていないという状況でありますけれども、この公表制度そのものについて、地域の声として必要な情報だというものについては公表するように、制度について見直してはどうかというような議論もさせていただいているということも、あわせて紹介させていただきたいと思います。

F I Pの積立ての額についても、前もって検討するという点については、真摯に検討したいと思っておりますし、最後に、いわゆる売買が行われるものに、売り手と買い手、両方、双方に対して、しっかり周知をしていくことはご指摘のとおりだと思うので、周知・広報の中でしっかり対応させていきたいというふうに考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

それでは、井澤委員、お願いいたします。

○井澤委員

前回までの議論をこのような形で、わかりやすくお取りまとめいただきまして、どうも、ありがとうございました。

私も先ほどから、周知・広報、この制度の周知・広報のお話を各委員から頂戴していますけれども、私も、会計士、我々、法人、ないしは、会計士業界の中で、今回の検討について広めていきたいなというふうに思っています。

その中で、本当にささいな点、2つだけ、会計士的に気になるというだけかなというふうには思いますが、お伝えをさせていただきたいと思います。

1つ目なんですけれども、3ページ目になります。

今回、初めて出てきた表現ではないんですけれども、3ページ目の、下から2段落目の真ん中あたりです。F I T制度では適正処理を促すために、ということで、調達価格の中で廃棄等に必要費用を計上してきているという、「計上」という表現がございます。

会計士的には、会計処理を思い浮かべるような表現になっていまして、一方で、9ページ目の

①積立金の金額水準のすぐ下の2行目ですとか、その下の(i)の下の1文目もそうなんですけれども、恐らく、同じ内容かと思うんですが、廃棄等費用として資本費の5%が必要となることを想定して調達価格が決定されているというような表現をされているので、同じ内容であれば、こちらのほうがわかりやすいかなと思った次第です。

2つ目が、さらに会計士的なお伝えになりますけれども、27ページ目でございます。

27ページ目で、(ii)の会計士により監査された財務諸表の開示等というところで、27ページ目のところでは、例えば、連結子会社のようなものが想定されているのかなと思います。親会社でなくて、連結子会社がこの事業者であり、親会社が上場されている場合ということで、27ページ目の⑥のすぐ上のところで、財務諸表の中で、当該他法人の財務諸表の中で、この他法人が親会社ということで、上場している親会社を指していると思います。

財務諸表なんですけれども、差し支えなければ、連結財務諸表としていただけると会計士的には非常に明瞭になると思いました。

以上、2点、よろしくお願いいたします。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

ただいまのご指摘、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

1つ目、2つ目ともに、基本的にはそういった形で、表現の適正化をしっかりとやりたいと思っています。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

○井澤委員

ありがとうございます。

○若尾座長

では、市村委員、お願いいたします。

○市村委員

ありがとうございます。非常に丁寧にまとめていただいて、ありがとうございます。

基本的な中身としてまとめていただいているとおりで、全く依存ないというふうに考えております。

2点だけ、若干、コメントをさせていただければと思いますが、もう既に、先ほど大石さんと梶さんのやりとりの中で、明解になっているかなと思うんですが、ここ、積立ての時期というと

ところで、親委員会のほうで大分議論にはなったというところは見えておりましたが、基本的には、10年ということで、私はいいのではないかと考えております。

このところは、やはり、何のための制度かというところで、10年、20年終わった後の廃棄費用のため、ということですので、10年、20年、いろいろな考え方はあるとは思いますが、社会コストといった観点も踏まえて考えると、10年が適切ではないかと考えております。

その上で、じゃあ、期中のところの、まさに災害が起きたときの対応ということについては、先ほど来、議論がありましたけれども、保険といったようなもので対応していくといった方向性ということで、きちんと、ここは分けて議論をしたほうがいいのではないかなと考えているところでございます。

その意味で、今、書いていただいている内容というのは、非常に正確に書いていただいていると考えているところでございます。

もう一点でございますけれども、ここは内部積立てに関するところ、26、27スライド目あたりのところなんですけれども、先ほど来、三宅委員、長峯委員からもお話があったところではありますが、1つ加えるとすると、上場インフラファンドについても入れるべきかどうかといったところは検討していただいたほうがいいのではないかと考えているところでございます。

上場インフラファンドというのは、私の理解では、投資法人自体が所有はしているということではあるんですが、いろんなスキーム上の制約でF I Tの認定事業者にはなっていないということかと思えます。そういう意味で、投資法人自体はきちんと、積立ての蓋然性とか、上場審査といったところも行われているところだとは思いますが、この法律上認定事業者との間で厳格な財務的・組織的の一体性が認められる法人というところの解釈の問題かなと思えますが、そこら辺も含めて、ご検討いただければと考えております。

以上です。

○若尾座長

どうも、ありがとうございます。

ただいまのご指摘、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

特に、2点目の上場インフラファンドの取扱いについては、私の理解では、上場インフラファンド、いわゆる、金融機関の確認でも会計士の確認でも同じなんですけれども、基本的には、再エネ特措法は、あくまで、基本的には認定事業者に権限が及ぶものの中で、そうじゃないものの取扱いを、どう整理をするのかということとの関係では、慎重に考えた上で、されど、この大きな考え方の中で、どこに当てはめることが適切かについては、技術的には、この大枠の考え方が

皆様のほうでご承認をいただければ、その枠の範囲内で、適用可能性について考えていくのかなと思います。

例えば、それは、1つは、市村委員がご指摘のとおり、ここで言う親会社ということでの財務的・組織的一体性が認められる法人として、上場インフラファンドを位置付けるのか、あるいは、それが、上場インフラファンドの定義との関係で、必ずしも一体的に見られないんだとしても、これだけではなくて、多分、ある種の金融機関でもあるので、この金融機関との契約における厳格な資金管理として読めるのか、あるいは、その資金が、先ほどからも議論になったような、親会社等による保証、金融機関による保証などによって見られるのか、いろいろな可能性がある中ではありますけれども、基本的には、ここでの大きな考え方のどこかに適用できるかどうかという意味で、個別に、契約実態がケース・バイ・ケースだと思いますので、この枠の範囲で、個別に事務的・技術的に判断をしていくということになるかと考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

オブザーバーの皆様も含めて、何かもしございましたら、よろしいでしょうか。

委員の皆さんも、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の検討の結果、幾つか、文面、表現について委員の皆様からご指摘があったかと思えますけれども、それを反映させた上で、本ワーキンググループの中間整理として決定をすること、また、具体的な反映方法は、私、座長にご一任いただくことについて、ご了承いただけますでしょうか。

どうも、ありがとうございます。

以上で、中間整理の取りまとめとさせていただきます。

それでは、事務局、清水新エネルギー課長より、一言、お願いいたします。

○清水省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長

皆様、本年4月から本日まで計7回ということで、大変、密度の濃いご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

再生可能エネルギーの主力電源化ということで、様々な課題があるわけですが、その中でも、主要技術をどう確保していくのか、それから、長期安定的な電源として、どういう形で改革をしていくのかといったことは、大きな柱の一つでございます。その中で、特にこの廃棄の問題ということが、地域の皆様方からも非常に不安があり、こういった部分について、しっかり

とした手立てを講じていかないと、再エネの主力電源化といったことが進まないという、今回のこの抜本見直しの大きな鍵を握るところの一つだと、我々認識しております。

そういった中で、大量導入小委員会の方での議論も踏まえて、この源泉徴収的な外部積立とといったところの大きな方向性から出発する中で、このように、本当に専門的・技術的な観点も踏まえ、また、再生可能エネルギーの将来を見据えて、どうあるべきかといったことで、深い議論をしていただき、このように本日、中間整理といったことについての大きな方向性について、おおむね取りまとめいただきまして、本当にありがとうございます。

今後、法律面での手当てが必要な部分、法制的な措置が必要な部分につきましては、この再エネ特措法の見直しの中でも、しっかりと反映していきたいと思っておりますし、それから本日も、かなりシンプルにさせていただいたものの、やはり、制度が非常に複雑な部分もあろうかと思っておりますので、そういった意味での広報といったことについても、本日も様々ご意見もいただいたところでもございますし、そういった意味で、法制面、それから制度としてこれがしっかりと根づくように、我々としても引き続き検討していきたいと思っております。

本日のこのワーキンググループで、一旦、そういった意味では整理といった形になりますが、委員の皆様方、それから、オブザーバーの皆様におかれましては、引き続き、様々な形で、この制度の詳細設計に当たり、いろいろなお知恵も貸していただき、ご指導賜ればと思っております。

本日は、本当にありがとうございました。

○若尾座長

どうも、ありがとうございました。

それでは、最後に私からも一言、申し上げさせていただきたいと思っております。

ご存じのとおり、太陽光発電設備の廃棄処理は多方面から大きな関心が寄せられている案件でございますけれども、このワーキングでは、廃棄費用等の確保の支援策として、費用の確実な積立が担保されるような、かつ、実効的な制度について、委員、また、オブザーバーの皆様から非常に多岐にわたって熱心にご議論いただきまして、そのおかげをもちまして、本日、中間整理に至ることができたということで、改めて、心から御礼を申し上げます。

今後、廃棄処理の実績がふえていくと想定されておりますけれども、今回の中間整理を受けて、太陽光発電設備の適切な廃棄処理という取組が一層深まっていくことを、私個人としても大変期待をしているところでございます。

簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを、閉会といたします。

長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、どうも、ありがとうございました。

—了—